



Title	『日本書紀』における複音節辞使用の様相
Author(s)	是澤, 範三
Citation	待兼山論叢. 文学篇. 2000, 34, p. 15-28
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/47874
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

『日本書紀』における複音節辞使用の様相

是 澤 範 三

『日本書紀』（以下、書紀と略称）の述作は正格漢文、つまり中国語文を志向して行われているが、その文章の出来栄を三十巻にわたって均質的にとらえることはできない。そこには述作者の相違に起因すると思われる中国語文志向の差が見えてくる。書紀の文章について中国文学を専門とする松岡榮志氏は次のように指摘する。

一つは基本的には中国の史書の文体を踏襲しながらも、日本的な考え方や習慣によって、文体や表現方法がやや変形していること。たとえば、暦日のあらわしかたなどがそれに当たる。ただ、それは大きな問題ではない。

今ひとつは、冒頭の文のように、中国の古典をつなぎ合わせている際にはあまり目立たなかったが、自力で書き始めると、助字の使い方に無理が生じ、それによってリズムが乱れることである。文に内在するリズムの欠如は、『日本書紀』を、史書というより歴史記事のメモ帳におとしめてしまう。したがって、文中からは、私たちが中国の史書を読むときに感じるようになりズミカルな臨場感や躍動感があまり感じられない。

中国文学の立場からの貴重な指摘である。書紀の文章は、原資料や、潤色のために依拠した漢籍、そして述作者自身の創作など、それらの文辞のあらわれはつきはぎともいいうごとく多岐にわたるが、従来の出典論により知られる漢籍からの引用、あるいは潤色といった編修は、正格漢文としての中国語文を志向して書かれたことを物語る。とはいえ、このような漢籍の利用や文飾の志向にしても巻により軽重がみられ、それは述作者のありかたと深く関わる。上記のような漢籍と比しての出来・不出来の評価は、大局的にいえば従来⁽¹⁾の区分論に沿う形で改めて指摘することが可能である。次にあげるのは榎本福寿氏の区分である。(書紀の各群に対する見解は拙稿「上代における「若」字使用の様相——比況の場合——」『愛文』第三三号を参照されたい。)

I 群 卷一〜二(神代卷)

II 群 卷三〜一三、二二〜二三、二八〜二九

III 群 卷一四〜二一、二四〜二七、三〇

二

書紀における語句のあらわれには巻により偏在するものがあり、これまでも多くの例が指摘されている。しかし、その理由なり背景までに迫る分析はすくなく、今後の検討が俟たれる。ここにとりあげる限定を表す複音節辞⁽²⁾「而已」もその一つであり、これが使用される背景を手がかりに論を進めることにする。

「表一」は限定を表す「而已」「耳」の全例について、それが四六文の形をとっているかいなかをかりに偶数句(八句なども含む)・奇数句としてまとめ、群別にその用例数をあげたものである。

〔表1〕 限定を表す「而已」「耳」

Ⅲ群	Ⅱ群	Ⅰ群	而已		耳	
			偶数句	奇数句	偶数句	奇数句
7	0	1	0	0	3	0
0	0	0	17	2	17	3

※割書部は除く

「而已」はⅠ群とⅢ群の会話部にのみ、その使用が見られる⁽³⁾。書紀において汎用されるのは「耳」であり、Ⅲ群における「而已」と「耳」のあらわれ方を見ると、「而已」は四六文を志向する中で、字数の調整の役割を担っているように見える。ここに「而已」の全用例をあげてみよう。(以下、「」は会話部(詔曰を含む)、数字は日本古典文学大系の頁を示す。)

- ① 「今理此國、唯吾一身而已。其可與吾共理天下者、蓋有之乎。」(卷一 第八段一書第六) 131
- ② 「臣元不求天位。唯報父仇而已。」(卷一四) 459
- ③ 「官馬為誰飼養、隨命而已。」久之不進。(卷一六) 9
- ④ 「…今的臣・吉備臣・河内直等、咸從移那斯・麻都、指搗而已。…」(卷一九 百濟上表文) 85
- ⑤ 「大王所述三策、亦協愚情而已。…」(卷一九 詔) 91
- ⑥ 「…若欲國家無事、長作官家、永奉天皇、宜以馬武為大使、遣朝而已。」(卷一九 詔) 99

⑦「…是故、可以温和之心、相繼往来而已。」(卷二五 詔) 273

⑧「…棺槨足以朽骨、衣衾足以朽矣而已。」(卷二五 詔) 293 ※『魏志』文帝紀の引用

本来ならば該当箇所の前後の文もあげるのが適切であるが、紙幅の都合上最小限にとどめる。さて、⑧は上句と下句で対句をなしており、「而已」はその構成に与していないが、『魏志』の文をそのままに利用したものである。その他の例は四六文を志向して、明らかにその字数の調整に与っているものと見られる。また、次にあげる「耳」の例もⅢ群において三例ではあるが、同様に四六文の一部としてある。

「臣所疾者、非餘事也。今諸臣等謂臣減任那。故恐怖不朝耳。」(卷一九) 67

「天無雙日。國無二王。是故、兼并天下、可使万民、唯天皇耳。」(卷二五) 293

「…故、弥勤弥謹、戰々兢兢、修其職任、奉遵法度者、天朝復広慈耳。」(卷三〇 詔) 497

一方、Ⅱ群はといえば、四六文への志向は希薄といえよう。四六文の形をとらない奇数句の例は、次の通りである。

①唯歌耳。(卷五) 245 ②自経而死耳。(卷六) 265 ③故久氏等恐怖而從耳。(卷九) 355

④我則為臣之助耳。(卷二) 371 ⑤是因衫子之幹、其身非亡耳。(卷二) 395 ⑥是以、泣悲耳。(卷二) 401

⑦唯一二人得免耳。(卷二) 413 ⑧故歎耳。(卷二) 429 ⑨唯不欲傷皇后之志耳。(卷二) 441

⑩時倭飼部、從新羅人、聞是辞而、疑之以為、新羅人通采女耳。(卷二) 449 ⑪共是凡夫耳。(卷二) 485

⑫是以、未待使旨、而早征伐耳。(卷二) 209 ⑬既從天皇遺命耳。(卷二) 217

⑭然未有可善之時、於今非言耳。(卷二) 223 ⑮唯頭聆事耳。(卷二) 223

⑯先日之事、陳聞耳。(卷三) 223 ⑰唯有幼少孺子耳。(卷二) 395

I群は問題である。I群はII・III両群の特徴を兼備する場合が多く、資料上は書紀のうちにおいても別して扱うべきものとする。この場合も一例ではあるが①に四六文をなす「而已」の例が見えるものの、一方つぎにあげる「耳」の例にはIII群に見るような志向性はない。

是時、素戔嗚尊告曰、「吾元無惡心。唯欲與姉相見、只爲暫來耳。」(卷一 第六段一書第一) 107

素戔嗚尊對曰、「吾所以來者、実欲與姉相見。亦欲獻珍寶瑞八坂瓊之曲玉耳。」(卷一 第六段一書第二) 109

於是、素戔嗚尊白曰、「…故實以清心復上來耳。」(卷一 第七段一書第三) 121

そもそも神代卷は神名や地名等に表記される字数が多く、冗長となりやすい。そのような内容の中で四六文を志向することは困難を伴う。先掲①の「而已」の例にはその志向性を考え得るが、「耳」の例からそれを窺うことはできず、その意味でも神代卷、とりわけ卷一における各段とその本書・一書を均質的にとらえることはできない。

「耳」と「而已」の使い分けが、四六文を意識したその志向性のうちにあるとすれば、このような複音節辞を使用することによる四六文の志向の例は、他にどのような形で顕現しているのだろうか。

三

そもそも漢文における助字使用の増加といった動きは、中国で六朝期から盛行する、のちにいう四六駢儷文(駢文)と密接なかわりがある。⁽⁴⁾ 次の引用は、吉川幸次郎氏が六朝期の文章の特色を代表するものとしてとりあげた『世説新語』の文章についての記述である。

「世説」の文章には四字句、及びその延長としての六字句が、極端に多いのであるが、かく四音^{シヨウオン}もしくは六音^{シヨクオン}でまと

まった觀念を表すことも、ある程度迄は中国語としては自然の要求である。すなわち前に述べるが如く、単語としては二音のものが最も安定した形であるから、それを積み重ねた四音で一句を作り、或はまた更に二音を重ねて六音にするのが、中国語としては最も美しい形であるからである。しかしながら殆んど全部の句をこの形に統一しようとするに至っては、もはや言語自然の要求ではなく、文章の作為であつて、これもやはり文章が言語の欲求を極度に押し進めたものと見ていいのであるが、それはともかくとして、この欲求を最も安易に満たす方法は、助字を頻用することである。

〔世説新語の文章〕『吉川幸次郎全集』第七卷 四七〇頁

吉川氏が指摘する助字の定義は広範であるが、⁽⁵⁾ここでは、助字の中でも副詞の複音節辞を構成する接尾辞をとりあげたい。

複音節辞を考える上で注目すべきは、いわゆる中国口語表現であろう。中国口語史の記述を進められる松尾良樹氏は二音節語の存在が口語性をはかる一つの目安となるとされる。⁽⁶⁾書紀に見られる口語表現については松尾氏により口語の認定作業が行われ、書紀の中国口語資料としての価値が検証された。⁽⁷⁾ここに書紀やその他の上代文献に中国口語表現が見いだされることの意味が改めて問われなければならないが、現実には小島憲之氏が「同じ俗語とは云へ、上代人の撰取の仕方の上には場合によつては差がある。この点に於て、もとの中国の「俗語」の如く一律にはゆかない。」「我が上代に於ける「俗語」の使用が実際に話された口頭語によるのか文献によるのか、その判別は極めて困難なことである。」といわれるとおりであつた。⁽⁸⁾とはいへ、松尾氏が認定された口語語彙の用例の分布を調査すると、その一部に明らかに区分論に沿う形での偏在が認められるものがあることから、口語語彙の使用が区分論と関連して存在している点は留意すべきである。

以下にとりあげるのは複音節辞を構成する接尾辞「〜復」の例である。口語の「復」にその実義性はなく、書紀

には「亦復」(7)、「雖復」(4)、「況復」(4)、「又復」(3)、「倍復」(1)、「猶復」(1)、「益復」(1)の例が存する。接尾辞の用法としてはいずれの群にも存することになるが、語彙のレベルで偏在する。以下、主な語彙につき例示する。

① 「…至於卓淳、亦復然之。…」(卷一九 百濟上表文) 87

② 「…卓淳之國、亦復當興。…」(卷一九) 91

③ 「…譬如人懷隨意宝、逐所須用尽依情、此妙法宝亦復然。…」(卷一九) 101左記『金光明最勝王經』の潤色

* 如人室有妙寶篋、隨所受用悉從心、最勝經王亦復然。…(『金光明最勝王經』卷六 四天王護國品)

④ 「…來到任那、亦復如是。…」(卷一九 百濟上表文) 107

⑤ 溝瀆之流、亦復凝結。(卷二四) 249

⑥ 「願勿為憂。以我奉進、亦復不晚。」(卷二四) 257

⑦ 「…天神地祇、亦復誅罰。…」(卷二七) 381

「亦復」は「六朝の漢訳仏典中に特に多用される」といわれるとおり、書紀においても仏教伝来が伝えられる巻一九(欽明天皇紀)に多い。とりわけ③は書紀奏上の二年前に請来したといわれる『金光明最勝王經』を典拠とし、それが七字句からなるのも偶頌をそのままに利用したことによる。①②④は百濟との外交資料を利用していると思われ、述作者とは離れたところでの使用といえよう。次にあげる「又復」も同様である。

「…又復密使于高麗者、不可信也。…」(卷一九 詔) 97

「…又復朕聞、奈率馬武、是王之股肱臣也。…」(卷一九 詔) 99

「…又復海表諸国、甚乏弓馬。…」(卷一九 百濟上表文) 107

書紀中、最も口語語彙の存在を確認できるのが卷一九(欽明天皇紀)である。その多くは朝鮮との外交資料を基とすると思われ、右の例からも四六文の志向は明らかに見て取れる。

① 「…阻高麗之貢、吞百濟之城、況復朝聘既欠、貢職莫脩。…」(卷一四) 481

② 「…況復謀滅百濟官家、必招後患。」(卷一九) 113

③ 「…況復平安之世、刀劍不離於身。…」(卷一九) 123

④ 「…斯等雖微、尚謂祥物。況復白雉。」(卷二五) 313

「況復」は「況」の表現自体が一三例と決して多くなく、そのほとんどはⅢ群に偏る。なお、④の例は高句麗に留学経験のある元興寺の僧道登のセリフとしてある。

① 「雖復天神、何能一夜之間、令人有娠乎。…」(卷二 第九段本書) 143

② 「雖復天神之子、如何一夜使人娠乎。抑非吾之兒歟。」(卷二 第九段一書第二) 155

③ 「…何則雖復天神之子、豈能一夜之間、使人有身者哉。固非我子矣。」(卷二 第九段一書第五) 159

④ 彼處雖復安樂猶有憶郷之情。(卷二 第一〇段本書) 167

「雖復」は卷二に特有である。しかも①③は同じ表現のヴァリエーションである。このような内容の類似による表現のヴァリエーションは第十段に顕著であるが、それは卷二における本書と一書のつながりをかいま見せる。本書と一書がそれぞれ異伝の関係にあるとはいえ、表現の類似はそれが作爲的であることを示唆する。

上の語を強める「須」もやはりⅠ・Ⅲ群に偏在する。書紀には「要須」(5)「必須」(2)、「当須」(2)が見え、

卷順に例示する。

「…汝意何如。当須避不。」(卷二 第九段本書) 139

「…夫、我国家之王天下者、不論有嗣無嗣、要須因物為名。…」(卷一八) 51

「…此使便到、天皇必須問汝。…」(卷一九) 81

「…将士之粮、我当須運。…」(卷一九) 81

「…今此国宗、将授何国。要須道理分明応教。…」(卷一九) 117

「天皇所以治天下政、要須護養黎民。…」(卷二〇) 145

「…介以上、奉法必須褒賞。…」(卷二五 詔) 275

「…夫、君於天地之間、而宰万民者、不可獨制。要須臣翼。…」(卷二五 詔) 287

「自今以後、每取国忌日、要須斎也。」(卷三〇 詔) 493

これまであげた書紀における口語表現が四六文の志向のうちにあることは中国文献に範をとる以上、むしろ当然である。つまりⅠ・Ⅲ群の文章は中国の文章のありかたと深く関わる。

四

次にあげるのは『隋書』高祖紀(隋)を大幅に利用し一部改変した雄略天皇(卷一四)の遺詔(紀)の一部である。この箇所には傍線部の口語語彙が存するが、それらは引用のレベルでそのままに利用されている。

隋 所以致此。人生子孫、誰不愛念。既為天下、事須割情。勇及秀等、並懷悖惡、既知無臣子之心。所以廢黜。

紀 所以致此。人生子孫、誰不屬念。既為天下、事須割情。今星川王、心懷悖惡、行闕友于。……

古人有言、知臣莫若於君、知子莫若於父。若令勇秀得志、共治家國、必當戮辱偏於公卿、酷毒流於民庶。

古人有言、知臣莫若・君、知子莫若・父。縱使星川得志、共治國家、必當戮辱遍於臣連、酷毒流於民庶。

口語では接続詞となる「所以(コノユエニ)」は、駢文の形式をとる『古事記』序文および十七條憲法にも見られる。その十七條憲法の一例を除けばⅠ・Ⅲ群に偏在し、Ⅱ群にはみられない。「事須」は、「事」が「須」を強める接頭辞で孤例。「必當」も十九例存するが、その内訳はⅠ群(十例)、Ⅱ群(二例)、Ⅲ群(七例)である。

ここで注意すべきは仮設を表す「若令」が「縱使」に改められている点であろう。書紀の場合、条件表現(仮設)を構成する副詞は「若」もしくは「如」で表現するのを基本とするが、⁽¹⁰⁾書紀に見られるそれ以外の条件表現の例は複音節辞によっており、これらもやはり四六文のうちにある。

仮設表現(縱使2・若使2・仮使4・儻如2)

「仮使汝治此國、必多所殘傷。…」(卷一 第五段一書第二) 89

「…若使吾兒所御之國、不有浮寶者、未是佳也。」(卷一 第八段一書第五) 127

「仮使天孫不斥妾而御者、生兒永壽有如磐石之常存。…」(卷一 第九段一書第二) 155

「…縱使星川得志、共治國家、必當戮辱、遍於臣連、酷毒流於民庶。…」(卷一四 雄略天皇遺詔) 501

「…儻如須要、難以備率。…」(卷一八 詔) 59

「…儻如使人未還之際、新羅候隙、侵逼任那、我当往救。…」(卷一九) 71

「…仮使二人「分注」在於安羅、多行奸佞、任那難建、海西諸國、必不獲事。…」(卷一九 百濟上表文) 85

「…若使函跋旱岐、不為内応、旛国雖少、未必亡也。…」(卷一九 同右) 87

「…假使卓淳国主、不為内応、新羅招寇、豈至滅乎。…」(卷一九 同右) 87

「…縦使能用耆老之言、豈至於此。…」(卷一九) 117

「…假使得明三證、而俱顯陳、然後可諮。…」(卷二五 詔) 297

仮設を表す連詞として第二音節に使役を表す語が来る形式(仮設+使役)は、書紀において複数あるものの、いずれも第二音節にくるのは「使」である。榎本福寿氏は、雄略天皇遺詔における「若令」↓「縦使」への改変が「使」字の多用に付随するものと説く。しかし、それならば「令」のみを「使」に置き換えれば事足りるのであって、ここはさらに「縦」が使用されたことの説明が必要となる(後述)。また、この改変が結果として誤用となっていることを森博達氏は指摘し⁽¹¹⁾、かつその文中の「共」が『隋書』において勇・秀二人の人物を受けるのに対し、書紀では星川皇子一人に改変した結果、不要になる「共」を留めた杜撰さを指摘する。それは結果として、四六の形式を保持することになってはいるが、一方で「知_レ臣莫_レ若_レ君、知_レ子莫_レ若_レ父」が対句とはいえ「於」を省いたことにより四六の形式から外れているのは疑問である。

さて、「縦」により導かれる仮設表現(八例)はいずれもⅢ群にある。

① 「…縦使星川得志、共治国家、必当戮辱、遍於臣連、酷毒流於民庶。…」(卷一四 雄略天皇遺詔) 501

② 「…然、縦賜合国、後世猶危。…」(卷一七) 27

③ 「…縦削賜他、違本区域。…」(卷一七) 27

④ 「…縦是実者、持杖大頭打、孰與持杖小頭打痛乎。…」(卷一七) 29

⑤ 「…今縦汝王、自來聞勅、我不肯勅。…」(卷一七) 41

⑥ 「…縦使能用者老之言、豈至於此。…」(卷一九) 117

⑦ 「…縦有違詔、犯所禁者、必罪其族。…」(卷二五 詔) 295

⑧ 「…縦違斯詔、將科重罪。…」(卷二五 詔) 299

これらの表現については森博達氏が詳述するところであって、②と⑤以外は誤用とする。このような誤用が生じる原因としては、ほんらい逆接仮定(タトヒトモ)を表す接続詞「縦」が和訓「タトヒ」にあたる機能を担わされて用いられる場合、逆接だけでなく、順接仮定(トバ)までにも呼応しうるところにある。それではなぜここに敢えて「タトヒ」を想起させる「縦使」の改変がなされたのか。馬場治氏は「モシ」と「タトヒ」の相違を条件文における内容のプラス・マイナスの印象に求める。馬場氏は書紀古写本に「タトヒ」の訓が施される例(四例)について検討し、「ここに、漢語表現の陰に隠れた国語表現の微妙な使い分けを看取するものである。すなわち、ここ(筆者注——書紀の例を指す)でも宣命の場合と同様、ある事態を仮設するに至る、その場その場の事情に応じた思案や躊躇、想定した結果の得失や好悪の念の輻輳した心理の干満の差が、表現の底に潜在していると考える次第である。」と述べる。⁽¹³⁾ 雄略天皇遺詔の例は、星川皇子が国を治めた場合の憂慮を伝える内容であるが、その改変の動機は、その文にマイナスの内容を導く「タトヒ」の意味機能をかぶせるためと見たい。

五

以上、多くの学恩を蒙りつつ、『日本書紀』における複音節辞の使用が、中国口語表現と絡んで四六文の形成に関

与していること、それがⅢ群において著しいことを指摘した。⁽¹⁴⁾ これまでにあげた用例の多くが「詔曰」を含む会話部に集中していたのは顕著な特徴であるが、榎本福寿氏が「会話の利用は、当時の口語語彙や語法を取り込むのと同じく、説話への意欲が与って大きな原動力になっていたに違いない」と『世説新語』の文章について指摘したのと同じく、書紀においても述作者のあやが多分に盛り込まれるところであつたに違いない。口語語彙の中には典拠とする漢籍のものをそのままに取り込んでいるものがあるとはいへ、それが複数例存する場合は使用語彙としてあつたと認めてよいのではなからうか。口語語彙が頻出する巻一九（欽明天皇紀）などは、外交資料が多いというその性格上からか、とりわけてその感が強い。つまり、Ⅲ群の文章は中国の文章のありかたと深く関わる。

注

- (1) 小島憲之『上代日本文学与中国文学(上)』埴書房 第三編 日本書紀の述作 第三章・第四章
- (2) 本稿でいう複音節辞とは、二音節の複合からなる助字をいう。助字の定義については注(5)による。
- (3) 白藤禮幸『日本書紀の文末助字について』(『五味智英先生還暦記念上代文学論叢』笠間書院) 二二二—二二三頁
- (4) 青木正兒氏は四六駢儷文(駢文)の特徴として、①対句の多用、②四字・六字句を基本、③音調の諧和、④典故の繁用、⑤華美文辞の五点をあげる。(『支那文学概説』『青木正兒全集』第一巻 春秋社) 三三三頁
- (5) 吉川幸次郎氏による助字の定義は、「それ自体は叙述の主体となり得ない言葉、すなわち主語とも述語ともなり得ない言葉、そして他の言葉を補助する形に於いてのみ用いられる言葉を指す」とされ、その指示するところは広範である。(『世説新語の文章』『吉川幸次郎全集』第七巻 筑摩書房) 四五六頁
- (6) 松尾良樹「漢代訳経と口語——訳経による口語史・初探——」(『禅文化研究所紀要』第一五号) 二二六頁
- (7) 松尾良樹「『日本書紀』と中国口語」(『和漢比較文学』第三号)
- (8) 小島憲之「語の性格——外来の「俗語」を中心として——」(『境田教授喜寿 記念論文集』上代の文学と言語) 五五〇頁、五五二

頁

- (9) (7) 論文一三頁 82「亦復」の項。
- (10) 是澤範三「上代における「若」字使用の様相——比況の場合——」(『愛文』第三三号)
- (11) 森博達『日本書紀の謎を解く』(中公新書)二〇四頁
- (12) 同右二〇二—二〇六頁
- (13) 馬場治「統紀宣命における仮定条件構文の一考察」(『金沢経済大学論集』第二五卷第三号)一七〇頁
- (14) 榎本福寿「日本書紀出典考——対表現をめぐって——」(『仏教大学研究紀要』第六五号)は、書紀の文章が「文飾を目的として駢文流の対表現を志向している」(七三頁)こと、それが区分論と関連して存することを詳述する。本稿の成果もその驥尾に付すものである。
- (15) 榎本福寿「世説新語の手法」(『仏教大学研究紀要』第六六号)六一頁

中村啓信編『日本書紀総索引』(角川書店)の便宜をえた。

(大学院後期課程学生)